
日本軍政期のフィリピンにおける陸軍の治安維持

立川 京一

<要旨>

日本陸軍は太平洋戦争の緒戦にフィリピンを攻略したのち、同地における治安の回復・維持のために諸々の対策を講じている。本稿が対象とする太平洋戦争前半の日本による軍政期にほぼ相当する1941年12月の開戦からフィリピンが「独立」する43年10月までの時期に発生した匪襲、テロ、放火、流言宣伝等の治安攪乱事件は、3,514件であった。そうした事件の大半は抗日ゲリラによって引き起こされていた。陸軍はゲリラ対策として討伐、投降・帰順工作、宣伝・宣撫、捜査・検挙等を実施した。途中、「教化主義」を方針として採用、ある程度の成果を上げたものの、「独立」までにフィリピン全体の治安を確立するには至らなかった。本稿は、そうした日本軍政期のフィリピンにおける治安攪乱事件の様相と陸軍の対応について、主として憲兵隊関連史料に依拠して明らかにし、効果と問題の観点から検討を加えたものである。

はじめに

本稿は、太平洋戦争前半の日本による軍政期にほぼ相当する時期、すなわち、1941年12月の開戦からフィリピンが「独立」する43年10月までの時期を対象に、抗日ゲリラ¹等による治安攪乱事件の様相と日本陸軍が同地における治安の回復・維持のために講じた諸対策について明らかにし、効果と問題の観点から検討した内容を記したものである。

本稿は主として防衛省防衛研究所が所蔵する史料に依拠しており、不足部分は関係者の回想記やインタビュー記録等で補った。使用した史料は概ね、フィリピンの中心都市であるマニラに所在していた日本陸軍第14軍司令部、同軍憲兵隊本部（その前身である第1野戦憲兵隊本部を含む）及びフィリピンの要地に駐留していた憲兵分隊・分遣隊²で作成された文書である。防衛研究所に所蔵されている太平洋戦争中にフィ

1 「反日ゲリラ」という表現もある。

2 1942年8月1日の時点で、憲兵分隊は2個、憲兵分遣隊は22個であった。第14軍憲兵隊の総人員は995名、このうち憲兵は550名、補助憲兵は275名であった（佐竹久『ほうふつたるルソン戦線―若き憲兵の従軍記録―』〔三崎書房、1973年〕98-100頁）。

リピンで治安維持を重要任務の一つとして活動した憲兵隊に関連する文書は膨大であり、簿冊数は160冊を超える。これらの史料は、治安維持の観点からの研究には、これまでほとんど使用されていない。

本稿と主題を同じくする先行研究には、管見の限り、法制度面から治安対策について明らかにした太田弘毅「フィリピンにおける日本軍政—治安対策を中心に—³⁾」及び本稿とは対象時期が異なる立川京一「太平洋戦争後半のフィリピンにおける陸軍の治安維持⁴⁾」が存在するのみである。そうした意味において、本稿は、これまで正面から取り上げられることが極めて稀であった主題について、その観点からはほとんど使用されていなかった史料に基づいてなされた試みといえよう。

1. 治安攪乱事件の様相—発生数を分析軸として—

表1は、43年10月14日にフィリピンが「独立」してから6日後の20日に、日本陸軍第14軍憲兵隊（比島憲兵隊）本部（在マニラ）が作成した「治安攪乱事件地方別表⁵⁾」をもとに筆者が作成した表で、日本軍がフィリピンに上陸した41年12月以降に同地で発生した治安攪乱事件の数を、年別、被害者別、種別に示したものである。

表1 フィリピンにおける治安攪乱事件の発生数（年別）

年	合計	被害者	合計	匪襲	テロ	破壊	放火	流言宣伝	放送	その他
1942年	1,305	日本軍	602	230	23	241	9	86	2	11
		軍以外	703	320	173	44	90	31		45
1943年	2,209	日本軍	591	348	21	217	3	2		
		軍以外	1,618	681	658	97	66	91		25

(注) 1943年は同年1年間（年始から年末までの通年）ではなく、年始から概ねフィリピンが「独立」する10月14日までを期間としている。

(出所) 比島憲兵隊本部「治安攪乱事件地方別表」（1943年10月20日調）（「パラワン憲兵分隊警務書類綴 昭和17年10月14日～19年7月9日」防衛省防衛研究所蔵）をもとに、筆者が作成。

3 太田弘毅「フィリピンにおける日本軍政—治安対策を中心に—」『政治経済史学』第172号（1980年9月）。

4 立川京一「太平洋戦争後半のフィリピンにおける陸軍の治安維持」『戦史研究年報』第23号（2020年3月）。

5 比島憲兵隊本部「治安攪乱事件地方別表」（1943年10月20日調）（「パラワン憲兵分隊警務書類綴 昭和17年10月14日～19年7月9日」防衛省防衛研究所蔵）。

表2は、日本軍のフィリピン上陸からフィリピンが「独立」した43年10月までに、同地で発生した治安攪乱事件の数を、月別、被害者別、種別に示した表で、基本的に、第14軍憲兵隊（42年2月～5月については、その前身である第1野戦憲兵隊）本部が毎月作成していた「治安月報」に別紙として付されていた「治安概況表（軍関係被害）」及び「治安概況表（地方関係被害⁶）」をもとに筆者が作成したものである（42年2月についてのみ、文書名は「治安月報」ではなく、「呂宋平野ニ於ケル一般治安状況」で、諸事件の概況について記した表は別紙ではなく、本文と一体化⁷）。ただし、本稿作成時までに一部の「治安月報」（42年3月、6月、7月、8月）を発見することができなかったため、当該月分が欠落している。

6 ここていう「地方」とは、「軍以外」の意。詳細は後述。

7 「呂宋平野ニ於ケル一般治安状況」（1942年2月23日）（「第一野戦憲兵隊関係史料 昭和17年」防衛省防衛研究所蔵）、「治安月報（四月）提出ニ関スル件報告『通牒』」（1942年5月13日）（「イロイロ憲兵派遣隊警務書類綴 昭和17年4月～5月」防衛省防衛研究所蔵）、「治安月報（五月）提出ニ関スル件報告『通牒』」（1942年6月12日）（「イロイロ憲兵派遣隊警務書類綴 昭和17年5月～6月 2/2」防衛省防衛研究所蔵）、「治安月報（九月）提出ニ関スル件報告『通牒』」（1942年10月12日）（「タクロバン憲兵分隊警務書類綴 昭和17年10月12日～12月27日」防衛省防衛研究所蔵）、「治安月報（十月）」（1942年11月10日）（「イロイロ憲兵分隊警務書類綴 昭和17年 1/2」防衛省防衛研究所蔵）、「治安月報（十一月）」（1942年12月12日）（「タクロバン憲兵分隊警務書類綴 昭和17年10月12日～12月27日」）、「治安月報（十二月）提出ニ関スル件報告『通牒』」（1943年1月13日）（「イロイロ憲兵分隊警務書類綴 昭和18年1月～3月 1/2」防衛省防衛研究所蔵）、「治安月報（一月）提出ニ関スル件報告『通牒』」（1943年2月12日）（「イロイロ憲兵分隊警務書類綴 昭和18年1月～3月 2/2」防衛省防衛研究所蔵）、「治安月報（二月）提出ニ関スル件報告『通牒』」（1943年3月13日）（「イロイロ憲兵分隊警務書類綴 昭和18年3月1日～4月17日」防衛省防衛研究所蔵）、「治安月報（三月）提出ニ関スル件報告『通牒』」（1943年4月13日）（同上）、「治安月報（四月）提出ニ関スル件報告『通牒』」（1943年5月13日）（「イロイロ憲兵分隊警務書類綴 昭和18年5月～6月」防衛省防衛研究所蔵）、「治安月報（五月）提出ニ関スル件報告『通牒』」（1943年6月14日）（同上）、「治安月報（六月）提出ニ関スル件報告『通牒』」（1943年7月15日）（「タクロバン憲兵分隊警務書類綴 昭和18年」防衛省防衛研究所蔵）、「治安月報（七月）提出ニ関スル件報告『通牒』」（1943年8月15日）（「タクロバン憲兵分隊警務書類綴 昭和18年」防衛省防衛研究所蔵）、「治安月報（八月）提出ニ関スル件報告『通牒』」（1943年9月16日）（「イロイロ憲兵分隊警務書類綴 昭和18年8月11日～10月20日」防衛省防衛研究所蔵）、「治安月報（九月）提出ニ関スル件報告『通牒』」（1943年10月15日）（同上）、「治安月報（十月）提出ニ関スル件報告『通牒』」（1943年11月14日）（「タクロバン憲兵分隊警務書類綴 昭和18年」）。

表2 フィリピンにおける治安攪乱事件の発生数 (月別)

年月	合計	被害者	合計	匪襲	テロ	破壊	放火	掠奪	流言宣伝	その他
1942年										
2月	10	日本軍	3	2	1					
		軍以外	7		1		6			
4月	85	日本軍	56	4		42			5	5
		軍以外	29	14	4		8		2	1
5月	91	日本軍	45	6	6	29			3	1
		軍以外	46	24	7	3	3		9	
9月	129	日本軍	50	21	2	14	2	1	10	
		軍以外	79	51	11	5	4	2	3	3
10月	98	日本軍	51	23	2	15			11	
		軍以外	47	24	15	2	2		2	2
11月	207	日本軍	100	63	3	24		2	8	
		軍以外	107	32	46	8	3	7	8	3
12月	385	日本軍	153	82	1	59	2		9	
		軍以外	232	51	70	22	61	24	4	
1943年										
1月	193	日本軍	55	28		27				
		軍以外	138	45	50	3	20	10	10	
2月	258	日本軍	91	52	1	38				
		軍以外	167	62	61	8	13	15	8	
3月	283	日本軍	111	83		25	3			
		軍以外	172	140	12	6	8		6	
4月	215	日本軍	59	34	7	16			2	
		軍以外	156	27	109	3	13		4	
5月	227	日本軍	43	24		19				
		軍以外	184	73	93	10	3		5	
6月	280	日本軍	59	36	4	19				
		軍以外	221	90	107	2	7		15	
7月	282	日本軍	66	39		27				
		軍以外	216	82	97	33			4	
8月	232	日本軍	62	31	6	25				
		軍以外	170	71	61	23			15	
9月	246	日本軍	45	21	3	21				
		軍以外	201	91	75	9	2		24	
10月	191	日本軍	34	19	2	13				
		軍以外	157	52	70	6	3		26	

(注) 1942年2月は、同月23日付の数字。

(出所) 基本的に、第14軍憲兵隊(1942年2月～5月については、その前身である第1野戦憲兵隊)本部が毎月作成していた「治安月報」に別紙として付されていた「治安概況表(軍関係被害)」及び「治安概況表(地方関係被害)」をもとに筆者が作成(42年2月についてのみ、文書名は「治安月報」ではなく、「呂宋平野ニ於ケル一般治安状況」で、諸事件の概況について記した表は別紙ではなく、本文と一体化)。

「治安月報」はフィリピン内の要地に駐屯していた憲兵分隊・分遣隊・派遣隊が、毎月1回、あるいは、半月ごと、10日ごと等、定期的に憲兵隊本部へ提出していた文書をもとにして作成されていたと考えられる⁸。したがって、そこに記されている数字は、あくまで各地の憲兵隊によって把握され、かつ、本部へ報告された情報に基づいていることになる。また、表1を作成する際に依拠した前述の比島憲兵隊本部「治安攪乱事件地方別表」に記されている数字は、おそらく表2を作成する際に依拠した同本部による「治安月報」の別紙「治安概況表（軍関係被害）」及び「治安概況表（地方関係被害）」に基づいて算出されたものと推定される。

表1からうかがい知れるように、42年と43年を比べてみた場合、治安攪乱事件の発生数は、42年＝1,305件、43年＝2,209件というように、43年は前年に比べて904件増加している。この数字を見る限り、フィリピン全体としては、42年より43年の方が治安は悪化したか、あるいは、少なくとも改善には向かっていなかったと考えざるを得ない。

増加分の904件であるが、事件の被害者別の数字から、その実情の一端を説き明かすことができる。42年は日本軍関係(以下、日本軍と略記)が602件、日本軍以外(以下、軍以外と略記)が703件というように日本軍と軍以外の差は約100件であった。ところが、43年は日本軍が591件とわずかに減少してはいるが、ほとんど変わっていないのに対し、軍以外は1,618件と大幅に増加、その差も1,000件以上に広がっている。また、被害者が軍以外である治安攪乱事件の増加分は915件である。一つの見方ではあるが、これらの数字から、42年から43年にかけて、被害者が軍以外である治安攪乱事件が激増しており、治安の安定化を阻む主たる要因となっていたといえそうである。なお、ここでいう軍以外(「治安月報」では「地方」と表現)とは、単に「民間」ということではなく、日本陸海軍の将兵・軍属、装備、施設等以外を意味しており、一般住民(フィリピン人、日本人、中国人、スペイン人等)やその所有物(家屋、現金、貴金属、食料、衣類等)だけでなく、フィリピンの中央政界の要人、地方の首長、官吏、警察官等の公的な人物、役所、警察署、学校等といった公的な機関・施設等をも含んでいる。

匪襲、テロ、破壊、放火、流言宣伝等といった治安攪乱事件の種別からは、どのようなことがうかがい知れるであろうか。件数が多く、かつ、42年から43年にかけて著しく数を増しているのは匪襲である。被害者が日本軍である匪襲は、42年＝230件、43年＝348件と100件強増加、一方、軍以外は、42年＝320件、43年＝681件と2

8 「治安月報」の編集業務については、例えば、佐竹久「現場の若き憲兵からみた軍政」〔インタビュー 7〕日本のフィリピン占領期に関する史料調査フォーラム編『インタビュー記録 日本のフィリピン占領』(南方軍政関係史料⑤)(龍溪書舎、1994年)257-259頁を参照。

倍以上の増加である。

また、テロについては、被害者が日本軍である事件は少なく、42年 = 23件、43年 = 21件と数も横ばいであったのに対して、軍以外は、42年 = 173件、43年 = 658件と42年から43年にかけて4倍近く増えている。匪襲とテロの違いについては不明確な部分があるが⁹、それを別にしても、被害者が軍以外である両種事件の数の増加は顕著である。被害者が軍以外である匪襲とテロの増加分をあわせて846件になり、これだけで治安攪乱事件全体の増加分である904件の9割を超える。

破壊については、被害者が日本軍である事件が42年 = 241件、43年 = 217件、被害者が軍以外である事件が42年 = 44件、43年 = 97件と、日本軍が被害者である事件の方が圧倒的に数が多い。ただし、42年から43年にかけての変化を見てみると、日本軍を被害者とする事件は1割ほど減少しているが、反対に軍以外を被害者とする事件は2倍以上に増えている。

放火は被害者が日本軍である事件が42年 = 9件、43年 = 3件とわずかしがなく、被害者が軍以外である事件は42年 = 90件、43年 = 66件と、42年と比べて43年は件数はかなり減っているものの、日本軍が被害者である事件より軍以外が被害者である事件の方が数ははるかに多い。

流言宣伝は、被害者が日本軍である事件が42年 = 86件であったのに対し、43年 = 31件と大幅に減少、反対に被害者が軍以外である事件は42年 = 31件であったのに対し、43年 = 91件と3倍増で、逆転現象が生じている。その原因は管見の限り不明であるが、そもそも流言宣伝の場合、被害者が明確でなく、また、被害の程度もそれほど顕著ではないため判別が困難であったことは容易に想像し得る。表2からもわかるように、43年は4月の2件を除いて、ほかはすべて軍以外に分類されていることから、おそらく同年1月からは、流言宣伝は基本的に軍以外を被害者とする事件に分類することになったのではないかと推測される。

表2からは、月別の事件数の増減や、どの時期に、いかなる種の事件が多かったかといったことについてうかがい知ることができる。

月別に見て、治安攪乱事件の発生数の増加が最も顕著な時期は、42年11月から12月にかけてである。42年はすべての月の数字が揃っていないが、4月 = 85件、5月 = 91件、9月 = 129件、10月 = 98件と、9月は数がやや突出しているもの

9 匪襲の行為主体（加害者）はゲリラであり、テロの場合は必ずしもそうではないとは言えるが、ゲリラがテロに分類されている事件の行為主体とされているケースは少なくない。また、テロに分類されている事件には、被害者が単独またはごく少数で行動（滞留行動を含む）している際に身体的被害にあったケースが多いが、匪襲に分類されている事件の中にも、同様のケースが見受けられる。いずれにしても、匪襲とテロを区別する明確な判断基準は不明であり、両種の分類は必ずしも厳密ではなかったのではないかと思料される。

の、全体としては微増傾向にとどまっていた。それが11月＝207件、12月＝385件と、この2ヵ月は急激に増加している。特に12月の385件は、わかった範囲では、42年と43年を通じて最多である。

43年に入ると、2ヵ月周期で増減が繰り返され、2月（258件）と3月（283件）、6月（280件）と7月（282件）が相対的に多く、その前後の月とは少なくとも50件以上の差がある（1月＝193件、4月＝215件、5月＝227件、8月＝232件、9月＝246件、10月＝191件）。42年と43年を通じて月別の事件発生数が2番目から5番目に多かったのも、これらの月で、2番目に多かったのが3月、3番目が7月、4番目が6月、5番目が2月である。

被害者別に見てみると、42年11月までは日本軍を被害者とする事件と軍以外を被害者とする事件の数は拮抗しているが、42年と43年を通じて事件発生数が最多であった同年12月以降は軍以外を被害者とする事件の数が日本軍を被害者とする事件の数を大きく上回るようになる。そして、43年4月にその差が93件になると、翌5月以降は常に100件以上の差を生じるようになる。このことから、42年12月を境として、治安攪乱事件の行為主体側の思想が変化したのではないかと想像し得る。

種別に見た場合、確かに、破壊、放火、掠奪は、事件発生件数が最多であった42年12月に最も多く発生しているが、匪襲、テロ、流言宣伝は、そうではない。匪襲は43年3月が最多（日本軍＝83件、軍以外＝140件、合計＝223件）、テロは同年4月が最多（日本軍＝7件、軍以外＝109件、合計＝116件）、僅差で同年6月が2番目に多い（日本軍＝4件、軍以外＝107件、合計＝111件）。特にテロは、この43年4月から7月にかけての時期に最も頻繁に発生している。しかも、被害者はほとんどが軍以外である。なお、流言宣伝は43年10月が最多で26件、その前月の9月が24件で2番目に多い。フィリピン「独立」（日本による軍政の終了）の時期にあわせるかのように数が増えている裏には、何らかの理由があると考えてもよさそうである。

2. 陸軍の諸対策——効果と問題の観点から——

第14軍憲兵隊（及び、その前身である第1野戦憲兵隊）本部が毎月作成していた「治安月報」に別紙として付されていた「治安概況表（軍関係被害）」及び「治安概況表（地方関係被害）」には「被害（影響）」の欄があり、そこを見ると、治安攪乱事件の行為主体（加害者）、被害者、被害状況等の概要を知ることができる。

治安攪乱事件を行為主体に注目して見ていくと、敗残兵、敗匪、兵匪、敵匪、残敵、抗日団、抗日軍、不逞団、共産匪（共匪、共匪団）、土匪、匪団、匪賊、ゲリラ（ゲリラ隊、ゲリラ隊員）といった表現が目につく。それらは「匪襲」として種別される事件だけでなく、他に種別されている事件にもほぼまんべんなく見られる。多様な類似表現が用いられているのは、それぞれの行為主体の性質が多少なりとも異なることや、情報の提供者あるいは文書作成者の選択によるものと推察するが、今日、最も馴染みのある表現で集約すれば、ゲリラによって大半の事件が引き起こされていることがわかる。他方、比人、米人、中国人、暴漢、凶漢、不逞者、不良住民といった個々人や、強盗団、盗賊団といった目的が呼称になっている犯罪集団を行為主体とする事件は比較的少数である。したがって、少なくとも日本陸軍の視点から見た場合、42年から43年にかけてフィリピンにおいて治安の回復・維持を妨げていた主たる存在はゲリラということになる¹⁰。

抗日ゲリラ等による治安攪乱事件に対応するため、日本側は陸軍（第14軍）が主体となって、討伐、投降・帰順工作、宣伝・宣撫、捜査・検挙等を実施した。以下、そのような治安の回復・維持のために陸軍が講じた諸々の対策について、効果と問題をそれぞれ指摘しつつ述べる。

(1) 討伐

討伐（肅正、肅正討伐等の呼称も使用）は、陸軍が抗日ゲリラ対策に用いた最たる手段である。ゲリラ討伐はフィリピン攻略作戦と並行して開始され、「独立」後も継続されるが、特に徹底的に実施されたのは、42年8月から43年3月にかけてである。第14軍は「積極果敢ナル肅正討伐」がゲリラに対する最も有効な手段であると考えており、陽動や流言飛語を十分に用いながら、「不意急襲ノ徹底」によって「連続不断ノ武力的強圧」を加え、主要なゲリラ、特にその指導者を「捕捉撃滅」することで治安の確立を図ろうとしていた。同時に、正攻法では効果が上がらないことも認識していた。当時、第14軍参謀長・和知鷹二少将や参謀（情報）・高津利光大佐は会議での

10 1942年12月25日に開かれた情報主任将校会同で第14軍憲兵隊本部警務課長・児玉一真中佐は、「過去一年間ニ於ケル比島治安ノ跡ヲ回顧シ将来ノ対策ニ及フ」発言を行っている。その中で児玉は当時のフィリピンのゲリラについて、性質によって、①敗残匪（日本軍との戦闘中、または、降伏後に逃亡した元米比軍の將兵で降伏を潔よしとせず、日本側との戦いを継続する意思を有する者たち、あるいは、実際に継続している者たちであり、米国人からなる組織、フィリピン人からなる組織、両者の混合組織が存在）、②「同情者或ハ反日『ゲリラ』戦ニ魅力ヲ感スル無智蒙昧ノ無頼漢並失業者」、③共産匪（42年2月に結成されたフクバラハップ〔Hukubalahap〕）、④鼠賊（「戦争失業者並家ヲ焼カレタルモノ等」）、⑤不逞モロ族（フィリピン南部のミンダナオ島、スルー諸島、西部のパラワン島等に住むイスラム教を信仰する住民のうち、日本側の行動を妨げたり、日本人に危害を加えたりする者）、⑥混合匪（①～⑤のうちの2つ以上の合同による集団）の6種類に分けて見解を述べている（「治安対策資料送付ノ件」比憲高第499号〔1942年12月26日〕〔タクロバン憲兵分隊警務書類綴 昭和17年10月12日～12月27日〕）。

発言で、「斬新ナル戦法」「澆刺タル創意ヲ旺盛ナル企図心トヲ發揮シ」「創意改善」「創意工夫」「工夫努力」「神謀奇策」「神籌神策」「斬新奇抜ナル新機軸」といった言葉をさかんに発しており、ゲリラ対策上有効な新戦術を模索していた様子がうかがえる¹¹。

討伐の効果の一つは、ゲリラ側の行動の変化となって表れている。例えば、匪襲に関しては、先に述べたように、42年は被害者が日本軍である事件は230件、軍以外は320件というように、その差は90件であったが、43年に入ると前者が348件と100件強の増加にとどまったのに対し、後者は681件と2倍以上増加、両者の数を比較しても後者が2倍近くと圧倒的に多くなる。また、テロに関しても、元来、日本軍関係が被害者である事件は少なく、軍以外を被害者とする事件が多かったわけであるが、42年11月以降、軍以外を被害者とするテロが急増する。つまり、ゲリラ側は日本軍関係を匪襲の目標とすることを避けて、より脆弱な軍以外を狙うようになり、テロに関しては、その傾向を一段と強めたといえる。

こうしたゲリラ側の行動の変化の理由として、討伐によって、ゲリラ側は日本陸軍の実力を認識したこと、実際にある程度の犠牲を強いられてゲリラ側の勢力が衰えたこと、日本陸軍との戦闘を継続することによってさらなる犠牲が生じて勢力が一段と衰えるのを避けたいと考えるようになったこと等が考えられよう¹²。43年5月頃、当時、オーストラリアで反攻の機会をうかがっていた連合軍南西太平洋方面最高司令官ダグラス・マッカーサー（Douglas MacArthur）大将がフィリピン各地のゲリラに対して、日本軍との大きな戦闘は避けるよう命令を発し¹³、ゲリラ側もマッカーサーに従い、「積極的抵抗ヲ避ケテ地下潜行シ勢力ノ再建ヲ計¹⁴」った裏には、上記のような理由があったのではないかと推測される。その反面、ゲリラ側は必要とする金銭、食料、衣類等を掠奪するために、それらを所持する軍以外を目標にするようになったということも十分に考えられる。それも討伐がゲリラ側の疲弊をもたらしたがためといえるのではなかろうか。

一方、討伐に関する問題は、第一に、対ゲリラ戦術が確立されていなかったことで

11 第14軍司令部「兵団長会同席上ニ於ケル軍参謀長口演要旨」（1942年9月22日）（「タクロバン憲兵分隊警務書類綴 昭和17年6月29日～12月30日」防衛省防衛研究所蔵）、渡集団司令部「作戦主任参謀等会同席上ニ於ケル軍参謀長口演要旨」（1942年10月31日）（比島憲兵隊本部「比島憲兵隊関係資料綴 昭和17年」〔防衛省防衛研究所蔵〕、「兵団作戦主任参謀等会同席上ニ於ケル高級参謀説明要旨」（1942年10月31日）（「イロイロ憲兵分隊執務参考綴 昭和17年5月25日～12月5日」〔防衛省防衛研究所蔵〕）。

12 日本側は、42年11月頃は全体で24,000～25,000名であったゲリラ側の勢力が、43年3月頃には約10,000名に減ったと推定している（「於憲兵隊長会同席上比島憲兵隊状況説明案」〔1943年4月1日〕〔「パラワン憲兵分隊警務書類綴 昭和17年10月14日～19年7月9日」防衛省防衛研究所蔵〕）。

13 同じ頃、マッカーサーは正確な情報の収集とゲリラ組織間の調整を目的に、潜水艦で作務員と武器弾薬その他の物資、とりわけ無線機をフィリピンへ送り込み、抗日ゲリラの強化を図ろうともしていた（例えば、William B. Breuer, *MacArthur's Undercover War: Spies, Saboteurs, Guerrillas, and Secret Missions* [New York: John Wiley and Sons, 1995], pp. 85–89, 113–115 and 126–127を参照）。

14 「治安月報（五月）提出ニ関スル件報告『通牒』」（1943年6月14日）。

ある。そのため、初期の段階においては、避けられたであろう人的損害が発生し、弾薬の濫費も起った。討伐実施部隊は創意工夫を強く求められ、試行錯誤を重ねながら効果的な対ゲリラ戦術を模索し、部隊内で徹底させていかなければならなかったのである。

戦力不足も日本側の頭痛の種であった。そのために敵を逸してしまうと感じていた。また、警備部隊の担任地域の境界付近に間隙が生じやすく、そこから敵が逃避してしまうという問題も生じていた¹⁵。さらに、討伐を行いたいのが部隊を派遣する余力がなく、断念する場合もあった¹⁶。

討伐の際、部隊は不慣れた土地で活動することが多く、情報収集が特に重要となるが、それも容易ではなかった。例えば、地方の首長は面従腹背である場合が少なくなく、敵に通じている者や、敵情を知っていても報復を恐れて話してくれない者もいた¹⁷。次第に、情報は捕虜から収集するのが最も確と考えられるようになり、捕虜を獲得することを目的に奇襲を仕掛けることが肝心とされるようになる¹⁸。

同時に、情報収集には、フィリピン人の密偵も使用した。それによって、特に初期の討伐においては成果が上がったようである。しかし、密偵の中には、ならず者や前科者が多く、活動中に住民を脅したり、金品を掠奪したりする者がいた。そうなると住民は反感を抱くようになり、次第に有力な情報は集まらなくなっていく。また、密偵はゲリラ側から対日協力者と見られるため、殺害または拉致される危険がつきま続った¹⁹。さらには、二重スパイを働く者もいた²⁰。

先に述べたように、日本軍の討伐によって勢力を削がれたゲリラは戦術を変え、軍以外を目標に襲撃を仕掛けるようになり、手段としても、益々テロを用いるようになった。討伐がある程度の成果を上げていったことが、軍以外が害を被る事件の増加という好ましからざる状況を招いたことは皮肉である。

(2) 投降・帰順工作

投降・帰順工作は、42年前半のフィリピン攻略作戦のさなかにおいては、主として共産党員を対象に検挙と並行して実施された。史料によれば、その結果、4月末まで

15 「八月以降肅正討伐ニ関スル細部ノ指示（永野支隊）」（日付なし）（「タクロバン憲兵分隊警務書類綴 昭和17年6月29日～12月30日」防衛省防衛研究所蔵）。

16 熊井敏美『フィリピンの血と泥——太平洋戦争最悪のゲリラ戦——』（時事通信社、1977年）82頁。

17 第11独立守備隊「討伐要領」（1942年10月19日）（「タクロバン憲兵分隊警務書類綴 昭和17年6月29日～12月30日」）。

18 「八月以降肅正討伐ニ関スル細部ノ指示（永野支隊）」。

19 佐竹『ほうふつたるルソン戦線』116頁。

20 熊井『フィリピンの血と泥』62-63頁。

に約2,000名、5月中に5,780名の帰順者を得、さらに、近く約1,500名の帰順を見る予定とある²¹。このように、投降・帰順工作は戦争初期の対共産党対策として、ある程度の効果を発揮した。他方、同時に限界もあり、帰順に応じなかった党員の多くが敗残兵との合流を模索していたようである²²。

先に述べたように、42年夏から秋にかけては、抗日ゲリラ対策として討伐が特に徹底的に実施された時期であった。その討伐と並行して、投降・帰順工作も必要に応じて実施された。しかし、それは討伐の成果向上が目的であり、そこでは、投降・帰順工作は武力討伐の補助手段の一つにすぎなかった²³。

その後、討伐が進捗し、11月になると、抗日ゲリラを宣伝工作によって帰順させることにも力が入れるようになる²⁴。その効果が早くも表われたのかどうかは判断が難しいうえに、当然ながら討伐との相乗効果であったとも考えられるが、同月中、ルソン島ではゲリラの指導者が相次いで検挙され、食糧の欠乏や米軍の来援が期待外れに終わったことからの失望感によって投降・帰順が続出した²⁵。さらに、12月には憲兵隊が知得する範囲だけでも約4,000名の投降・帰順者を得ている²⁶。

討伐において投降・帰順工作が重視されるようになった背景には、9月に第14軍憲兵隊長に着任した長浜彰大佐の考えが影響を及ぼしているのではないかと推察し得る。長浜は「七擒七縱」（7度捕らえ7度釈放する）という『三国志』で知られる諸葛亮（孔明）が敵将に対して用いた戦術的工作に倣って、反日的な個人や集団に対して、捕まえて日本への理解を説き釈放するというを、反日行為を止めるまで何度でも繰り返すという方法で民心把握に努めることを方針としたのである²⁷。

12月、第14軍は翌43年3月を目途として残存するゲリラを「徹底的ニ剿滅」して、フィリピンの「確保安全ヲ期セン」とする命令を発した²⁸。同時に、同命令に基づく「宣伝宣撫計画」が同軍報道部によって策定され、宣伝・宣撫の重点が敗残兵の投降・帰

21 「治安月報（四月）提出ニ関スル件報告『通牒』（1942年5月13日）、「共産党帰順工作其後ノ進捗状況ニ関スル件報告『通牒』」一野憲高第172号（1942年6月1日）（「イロイロ憲兵派遣隊警務書類綴 昭和17年5月～6月 2/2」）。

22 「治安月報（四月）提出ニ関スル件報告『通牒』（1942年5月13日）、「治安月報（五月）提出ニ関スル件報告『通牒』（1942年6月12日）。

23 「八月以降肅正討伐ニ関スル細部ノ指示（永野支隊）」、第11独立守備隊「討伐要領」。

24 「第十一独立守備隊宣伝宣撫計画」（1942年11月10日）（「タクロバン憲兵分隊警務書類綴 昭和17年6月29日～12月30日」）。

25 「治安月報（十一月）」（1942年12月12日）。

26 「治安月報（十二月）提出ニ関スル件報告『通牒』（1943年1月13日）。

27 佐竹『ほうふつたるルソン戦線』109頁、宇都宮直隆「南十字星を望みつつ」（1981年8月、防衛省防衛研究所蔵）110頁。他方、ゲリラが捕らえられたことによって日本軍への憎悪を強め、釈放後、日本側に対して以前にも増して厳しい姿勢で挑んでくるようになる傾向も否定できない（熊井『フィリピンの血と泥』64頁）。

28 「第十四軍命令」渡集作命甲第775号（1942年12月28日）（「パラワン憲兵分隊警務書類綴 昭和17年10月13日～18年12月28日」防衛省防衛研究所蔵）。

順工作と討伐地域の住民に対する宣撫工作に置かれた²⁹。次いで「教化主義」を採用する方針が、43年1月24日に声明として発せられた。これにより、抗日ゲリラ等が検挙されたのち、その生命が保障されることが明らかにされたのである³⁰。その効果はてきめんで³¹、以降、投降・帰順者は相次ぎ、4月末までにゲリラ側の将校60名と下士官兵482名を獲得している³²。

また、パンガシナン州のゲリラ隊総指揮官であった米国人「チャウルス・ジョゼフ・コーシン³³」(自称少佐)の投降も同期間における成果である。史料によれば、コーシンは15個中隊約2,500名のゲリラ隊を編成して抗日活動を行っていた。日本側はそのゲリラ隊内に密偵を潜入させて情報を収集した。43年2月上旬、コーシンの妻を憲兵隊が軟禁、懐柔して投降を慫慂した。同時に警備隊が徹底的な討伐を実施した。3月6日、憲兵隊とフィリピン警察隊がコーシンの潜伏地を急襲、警備隊が退路を遮断した。完全に包囲されたコーシンに町長が投降を勧告、翌7日、コーシンは単身投降、日本軍への協力を誓った³⁴。

その後、6月頃には、「兵匪ノ集団的投降ハ概ネ出尽シノ状況ニ在リ」との見方もされたが³⁵、それは一時的にすぎず、8月に入ると投降・帰順が再び増加した。例えば、8月14日から19日にかけて、「比島米匪不正規軍第六旅団長ドミナルドフェルナンデス³⁶大佐」以下752名が一挙に投降した。また、同じ頃、日本側は単身投降者を利用してゲリラ側に全面的投降を勧告し、将校21名の投降を得るということもあった³⁷。

討伐と並行して実施された投降・帰順工作は成果が顕著であり、その有効性については、遅くともフィリピン「独立」前後の時期までには現地でも認識されていた³⁸。投降・帰順工作が効果を発揮した要因としては、第一に討伐との相乗効果を指摘しなければならないが、それに加えて、ゲリラ指導者の相次ぐ検挙、食糧の欠乏、米軍来援が期

29 「渡集作命甲第七七五号ニ基ク宣伝宣撫計画」(1942年12月29日) (「イロイロ憲兵分隊警務書類綴 昭和18年1月～3月 1/2」)。

30 「於憲兵隊長会同席上比島憲兵隊状況説明案」。

31 人見潤介「第14軍宣伝班・報道部をめぐって」(インタビュー 14) 日本のフィリピン占領期に関する史料調査フォーラム編『インタビュー記録 日本のフィリピン占領』511頁。

32 「『サンパブロ』市周辺匪団投降ニ関スル件報告『通牒』」比憲高第516号(1943年8月30日) (「イロイロ憲兵分隊警務書類綴 昭和18年8月11日～10月20日」)。

33 英語表記は史料に記されていないため不明。Charles Joseph Cochinchinか。

34 「米人匪首コーシン少佐ノ投降ニ関スル件報告『通牒』」比憲高第167号(1943年3月13日) (「イロイロ憲兵分隊警務書類綴 昭和18年3月1日～4月17日」)。

35 「治安月報(六月)提出ニ関スル件報告『通牒』」(1943年7月15日)。

36 英語表記は史料に記されていないため不明。Dominaldo Fernandezか。

37 「『サンパブロ』市周辺匪団投降ニ関スル件報告『通牒』」比憲高第516号。

38 「治安月報(十月)提出ニ関スル件報告『通牒』」(1943年11月14日)。終戦後(46年5月)に第1復員局がまとめた「南方作戦に伴う占領地行政の概要」の「別冊其ノ一 比島軍政ノ概要(素案)」にも、「本件効果大ニシテ毎月四～七百人ノ届出アリタリ」と記されている(第一復員局「南方作戦に伴う占領地行政の概要」[1946年5月] 防衛省防衛研究所蔵)。

待外れに終わったことから生じた失望感等が複合的に作用したことも考えられよう³⁹。さらに、ここで最も重視したいのは、日本側がいわゆる「教化主義」を採用し、捕らえたゲリラを処罰するのではなく、日本への理解を説いて釈放するという方針を立て、それを公にしたことである。こうした生命の保障によって、ゲリラ側が投降・帰順という道を選択しやすくなったことは明らかである⁴⁰。

一方、投降・帰順工作に関する問題は、第一に、それに重点が置かれるようになるまで月日を要したことである。これも先述したように、すでに共産党員に対して効果を発揮していた投降・帰順工作が、討伐の徹底化が図られるようになる42年夏の時点では、「武力討伐ノ一補助手段⁴¹」という位置づけであった。投降・帰順工作に重点が置かれるようになるのは、「七擒七縦」を持論とする長浜が9月に第14軍憲兵隊長に着任して以降のことである。

そうした長浜の考えに基づく「教化主義」方針が功を奏して、投降・帰順者が増えたことは繰り返し述べたとおりである。しかしながら、その成功の陰にも問題が潜んでいた。捕まっても釈放されることを逆手にとって、偽装投降するゲリラがいたのである。目的は日本側の情報を入手することであった。偽装投降したゲリラは、そうして入手した情報を手土産に仲間の元へ戻ったのである⁴²。

投降・帰順工作の成否は工作担当者・作業員の手腕によっても左右される。工作には憲兵隊員があたる場合もあるが、日本側に協力するフィリピン人が行なう場合もある。そうした工作担当者・作業員は、ゲリラ側が立てる交渉者、あるいは、直接、ゲリラと接することになり、また、そのために顔が知られてしまうことから、常に身の危険にさらされるようになる。そのため、工作担当者・作業員がテロその他の手段によって死傷したり、拉致されたりする悲劇が繰り返された⁴³。

(3) 宣伝・宣撫

第14軍の宣伝・宣撫の主要な目的は、フィリピンの住民を日本の戦争目的にそうように啓蒙教化することを通じて治安の安定・維持をもたらすことであり、さらには、フィリピン住民に日本の勝利を確信させて対米依存から脱却させ、日本軍の作戦や軍政へ

39 「治安月報(十一月)」(1942年12月12日)。「治安月報(十二月)提出ニ関スル件報告『通牒』」(1943年1月13日)。

40 例えば、イロイロ憲兵分隊がほぼ10日ごとに作成した「投降(帰順)状況調査表」からも「投降ノ原因動機」が、多くの場合、「日本軍ノ生命保障ヲ安堵」と「投降兵ノ勧告」であったことがうかがえる(イロイロ憲兵分隊「二月二十一日以降投降(帰順)状況調査表」[1943年2月28日]、同「三月一日以降投降(帰順)状況調査表」[1943年3月10日]、同「三月二十日以降投降(帰順)状況調査表」[1943年3月31日]ほか〔「イロイロ憲兵分隊警務書類綴 昭和18年1月～3月 2/2」〕。

41 「八月以降肅正討伐ニ関スル細部ノ指示(永野支隊)」。

42 熊井『フィリピンの血と泥』64-65頁。

43 例えば、佐竹『ほうふつたるルソン戦線』72-73、109頁を参照。

協力させることであった。そのため各部隊は宣伝宣撫班を編成して、日本の戦争目的、日本軍の実力と戦果、大東亜共栄圏の理念、開戦における米国の責任、米国によるフィリピンの圧迫搾取の歴史、米英側の劣勢状況、対米依存と対日抵抗の無価値、フィリピン建国のための勤労努力の必要性等を強調する宣伝を行った⁴⁴。そうした宣伝は、重点地区での遊説、宣伝用ポスターの貼付、ビラの配布等を通じて行なわれた⁴⁵。

さらに、日本側は反日宣伝にも対処した。その影響の程度については必ずしも明確ではないが、治安攪乱の要素として米国やオーストラリアからの宣伝があり、それが流言の源にもなっていた⁴⁶。米豪側の宣伝は主としてラジオ放送を通じて行なわれていた。

日本側は、フィリピン住民が所有するラジオ受信機を短波受信機から中波受信機へ改修することによって米豪側からの宣伝放送を受信できないようにしたり、聴取を監視したりした。また、特に抗日ゲリラはラジオで米豪側の放送を聴取してだけでなく、超短波無線によって米豪側と連絡を取りあっていた。そのため、無線機の搜索と奪取・破壊も対策として講じられた⁴⁷。

その作業の進捗について見てみると、43年半ば頃まで、ラジオ受信機の改修作業は思うようには進まなかったようである。一例ではあるが、マニラ市付近での改修作業は、43年1月末までに予想数の約1割を終えたすぎない状況であった⁴⁸。しかし、夏以降はゲリラ討伐と投降・帰順工作の進捗に伴って、敵性無線局や無線機製作所の発見と掃討、無線機やラジオ及びそれらの部品の鹵獲も進んだ⁴⁹。

宣伝・宣撫の効果を明確に論じることは難しいが、ゲリラ側が一般住民を襲撃して、生存に必要な金銭、食料、衣類等を掠奪しなければならない状況に追い込まれていたということは、一般住民がゲリラ側に資金や物資を供給しなくなったということの証である。すなわち、それは匪民分離⁵⁰が進んだということであり、その過程で、ある

44 渡集団司令部「宣伝計画」1942年6月10日(「イロイロ憲兵分隊執務参考綴 昭和17年5月25日～12月5日」)、「第十一独立守備隊宣伝宣撫計画」。

45 例えば、熊井『フィリピンの血と泥』55頁を参照。

46 「治安月報(五月)提出ニ関スル件報告『通牒』」(1943年6月14日)。

47 例えば、第11独立守備隊「討伐要領」、「第十一独立守備隊宣伝宣撫計画」、「兵团作戦主任参謀等会同席上ニ於ケル高級参謀説明要旨」(1942年10月31日)、宇都宮「南十字星を望みつつ」90頁を参照。

48 「治安月報(一月)提出ニ関スル件報告『通牒』」(1943年2月12日)、「治安月報(五月)提出ニ関スル件報告『通牒』」(1943年6月14日)。

49 「治安月報(八月)提出ニ関スル件報告『通牒』」(1943年9月16日)、「治安月報(九月)提出ニ関スル件報告『通牒』」(1943年10月15日)、「治安月報(十月)提出ニ関スル件報告『通牒』」(1943年11月14日)。

50 この場合の「匪民分離」とは、一般住民を集団移住させて隔離することによってゲリラとの接触を物理的に不可能にしてしまうような措置を講じるのではなく、あくまでも心理的な離間によって、一般住民がゲリラを支援しないようにすることであった。例えば、ゲリラの「暴虐非道」を流布して住民に憎悪感を抱かせ、日本側とフィリピン側が協力してゲリラを掃討することで安寧を維持するように説き、また、住民が情報収集、兵器の回収、村落の自衛等において日本側と協力するように導いて、その結果として匪民分離の気運を醸成することを意図していた(「第十一独立守備隊宣伝宣撫計画」)。

程度は、日本側の宣伝・宣撫が効果を発揮したといえるのではなからうか。

一方、宣伝・宣撫に関する問題は、第一に、先の投降・帰順工作同様、当初は重要性が認識されておらず、事前の準備がまったく不十分な状態で、現地での行動を開始せざるを得なかったということである。開戦時に第14軍宣伝班員であった人見潤介によれば、初期の班員に専門的な教育を受けた者は一人もおらず、また、行動の基本になるような文書もなく、基本方針も命令指示もほとんど示されなかったという⁵¹。

準備不足という点では次のような問題もあった。現地の一般住民に日本の立場を説明する際、現地語であるタガログ語で話すのが最も効果的であるのは当然であったが、宣伝班員はおろか陸軍の通訳者さえ英語はできても、タガログ語は話せなかった。そこで、在留邦人に協力を求めたわけであるが、彼らは日常会話には通じていても、例えば、大東亜共栄圏の理念を説明するのに必要な言語運用能力は持ちあわせていなかった。もっとも、たとえ十分な言語運用能力を持つ者がいたとしても、内容が難しければ住民の理解は得られず、平易な言葉で卑近な話をしなければわかってもらえない。地方を巡回して初めて、そうしたことに気づいたのである⁵²。

宣伝・宣撫を実施する部隊は比較的少人数であり、また、一般住民に警戒心を抱かせないようにする必要があるので、防備は概して薄い。さらに、日本側の宣伝・宣撫はゲリラ側にとって都合が悪い。こうしたことから、宣伝・宣撫を実施する部隊は匪襲やテロの目標とされやすく、被害も生じている。

(4) 捜査・検挙

戦争中のフィリピンにおける抗日ゲリラ等による治安攪乱事件に対応するために日本側が用いた手段として、討伐と並んで主要なものであったのは捜査であり、その結果としての検挙である。捜査を担当するのは、日本陸軍の憲兵隊とフィリピンの警察であった。通常、憲兵隊とフィリピン警察はそれぞれ単独で捜査を実施したが、事件の性質によって、憲兵隊とフィリピン警察が協力して捜査にあたることも少なくなかった。捜査の実を上げるため、日本側はフィリピン警察の整備・強化を行った。その具体的な方法は、フィリピンの警察制度の改正と警察官の育成である。

太平洋戦争開戦当時、フィリピンには1901年に創設された「コンスタビュラリー」(Constabulary)⁵³と「地方警察⁵⁴」が並存していた。「コンスタビュラリー」は中央の行政府の指揮に属していて地方の首長には権限がなく、反対に、「地方警察」は地方

51 人見「第14軍宣伝班・報道部をめぐって」485-489頁。

52 同上、505頁。

53 日本側は「巡警隊」と呼称。

54 本稿では「地方警察」という用語で表現するが、第一復員局「南方作戦に伴う占領地行政の概要」では「州警察」、また、佐竹『ほうふつたるルソン戦線』には「市町村警察」と記されている(佐竹『ほうふつたるルソン戦線』91頁)。

の首長の指揮に属していて、そこには中央の行政府の権限は及ばなかった。日本側が行なった警察制度の改正とは、当時の日本の警察制度のように、「コンスタビュラー」と「地方警察」を一元化して国家的な警察制度に改め、効率的な運用を図ろうとするものであった⁵⁵。

日本側はフィリピン人の警察官を育成するために、警察官訓練所をマニラ、バギオ、セブ、ダバオに開設し、約2ヵ月間の教育を施した。訓練生は「内務部警務局」に勤務する「高級警察官吏」と「一般警察官（下級高等官以下）」に分けられ、前者には「捕虜上級将校中ヨリ人格高邁ニシテ経験アル者」が充てられ、後者には「捕虜中思想堅確ナル者」が選ばれた。この制度によって42年5月から43年3月までの間に約20,000名の警察官が育成されたという⁵⁶。それでも訓練所の卒業生は人数が限られていたため、多くを現職の警察官に頼らなければならない状況であった⁵⁷。

警察の整備・強化と並行して、一般住民による自警組織である保甲制度が創設され、42年8月7日から実施された⁵⁸。「保甲制度創設要綱⁵⁹」によれば、その方針は、一般住民が保甲の哨戒にあたることで各住民の「自粛自戒」を促し、その「有機的活用」によって「更ニ治安維持ノ完璧ヲ期スル」ことであった。

憲兵隊とフィリピン警察による捜査も成果を上げた。とりわけゲリラ指導者の検挙はその配下の組織の弱体化や潰滅につながるものであった。こうした検挙によって指導者や幹部を失ったゲリラ集団は勢力の衰退を避けられず、積極的な活動を控えて再建を図ろうとするか、そのまま四散、壊滅するか、あるいは他の集団と合流するといった道を模索することになる。このように捜査・検挙は、ゲリラ側全体の勢力を低減させ、活動を沈静化させる効果があったといえる。

フィリピン警察が捜査を行い、その結果である検挙が増えるということは、その能力が向上していることの表れである⁶⁰。日本側のフィリピン警察育成が効果を発揮し

55 第一復員局「南方作戦に伴う占領地行政の概要」。佐竹『ほうふつたるルソン戦線』91頁。

56 第一復員局「南方作戦に伴う占領地行政の概要」。佐竹『ほうふつたるルソン戦線』90頁。太田弘毅によれば、幹部訓練所1ヵ所、一般訓練所6ヵ所が設けられたという（太田「フィリピンにおける日本軍政」39頁）。また、佐竹久によれば、教育期間は3ヵ月くらい、将校の教育は6ヵ月くらいであったという（佐竹「現場の若き憲兵からみた軍政」260頁）。ちなみに、警察官訓練所の第1回入所式は1942年6月1日に、第1回卒業式は同年8月29日に挙行されている（太田「フィリピンにおける日本軍政」42-43頁）。

57 「各州警察隊本部創設ニ関スル件通牒」渡軍政内第275号（1942年9月3日）別紙「警察隊本部創設要領」（「イロイロ憲兵分隊執務参考綴 昭和17年5月25日～12月5日」）。

58 太田「フィリピンにおける日本軍政」38頁。

59 「保甲制度創設要綱」（1942年7月6日）（「イロイロ憲兵分隊執務参考綴 昭和17年5月25日～12月5日」）。「保甲」の編成は「戸」を単位とし、「甲」は概ね10戸（5戸以上15戸以下）、「保」は概ね10甲（5甲以上15甲以下）で編成されるものとされた。

60 1942年10月の「治安月報」には、フィリピン警察について、「情弊、党弊抜キ難キ上ニ其ノ向背ニ信頼ヲ措キ難キモノサハアリテ……」というような否定的な記述が見られるが、翌11月の「治安月報」では、一転して、「比警ノ協力態度ハ漸次真剣トナリ……比島警察ノ治安警察務ニ関スル統制区処ハ逐次軌道ニ乗リツツアル……素質訓練宜シキ比警ハ相当ニ成績ヲ挙ゲアリテ……」といったような肯定的な評価がなされている（「治安月報〔10月〕」〔1942年11月10日〕、「治安月報〔11月〕」〔1942年12月12日〕）。

たといってよいのではなからうか。

一方、捜査・検挙に関しても、有能なフィリピン人警察官の不足が問題であった。この問題はその後、日本側が創設した警察官訓練所における育成によって次第に解消されていくが、先に述べたように、訓練所の卒業生は人数が限られていたため、多くを従前からの警察官に頼らざるを得ず、特に初期の段階においては、その旧弊に悩まされた⁶¹。

討伐や投降・帰順工作同様、捜査においてもフィリピン人の密偵が使われた。そうした密偵はゲリラや犯罪者側から対日協力者と見られ、殺害や拉致の対象となった。フィリピン警察関係者も同様にテロその他の手段による殺害や拉致の被害者となるケースが少なくなかったが、反対に、ゲリラ側から勧誘されることも多かった。警察官は日本側に関する情報を持っていたり、捜査の手法を心得ていたりするだけでなく、武器を所持し、その扱いに慣れていたことも、ゲリラが彼らを誘う理由であった⁶²。実際、警察官の中には武器を持ったままゲリラに身を投じる者がいたことは確かなようであるが、ゲリラの勧誘に応じなかった者の方が多かったようである⁶³。

おわりに

本稿では、太平洋戦争前半の日本による軍政期にほぼ相当する41年12月の開戦からフィリピンが「独立」する43年10月までの時期を対象に、抗日ゲリラ等による治安攪乱事件の様相と日本陸軍が同地における治安の回復・維持のために講じた諸対策について明らかにし、効果と問題の観点から検討した。本論で述べたように、この間に日本側が講じた諸々の対策は、ある程度の効果を発揮したものの、フィリピン全体の治安を確立するには至らなかった。

第14軍憲兵隊本部は徹底した討伐を実施する中、フィリピンにおける治安悪化の原因について分析している。その見解の主旨は概ね次のとおりである。

フィリピンの治安悪化は原因が多様かつ複雑であるが、根本的な原因は2つである。第一に、戦前の米国による統治は、それほど悪政ではなく、少なくとも住民は衷心から米国の恩恵を感じ、理屈抜きに米軍の再来を待望し、また、

61 「治安月報〔十月〕」(1942年11月10日)。

62 「治安月報(十二月)提出ニ関スル件報告『通牒』」(1943年1月13日)、「治安月報(八月)提出ニ関スル件報告『通牒』」(1943年9月16日)、「治安月報(九月)提出ニ関スル件報告『通牒』」(1943年10月15日)。

63 太田「フィリピンにおける日本軍政」41頁。

かなりの程度、その可能性を信じている。第二に、日中間での紛争開始以降、日本軍は無茶をするという米国の反日宣伝が民衆に意外に普及徹底しているところに、日本の一部の軍人・軍属がそれを裏書きするようなことを行ったため、一般住民が日本軍を必要以上に恐れるようになってしまった⁶⁴。

こうした分析に基づいて、本論で述べたようなゲリラに対する「教化主義」を採用することで陸軍は活路を見出そうとし、確かに、その面では成果を上げた。しかし、討伐を逃れた抗日ゲリラは、マッカーサーの命令もあって、潜伏して再建を図る方向へ向かう。そして、その時点までは複数の小集団がそれぞれ独立した形で存在し、別々に活動していた抗日ゲリラは、主として米軍の支援のもと、互いに連絡をとりあって連携を図りつつ抵抗するようになる。43年10月以降、日本陸軍は、そうした新たな形での抵抗に対応していかなければならなくなるのである。

(防衛研究所)

64 「於憲兵隊長会同席上比島憲兵隊状況説明案」。